

デジタル庁令

○デジタル庁令第九号

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の一部の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九條第五項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五十五号）第十條の規定に基づき、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正するデジタル庁令を次のように定める。

令和三年十一月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む、以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain identical text regarding the amendment of the Act on the Use of Numbers for Identification of Specific Individuals, specifically Article 9, Paragraph 2. The text describes the identification of individuals for the purpose of using their personal numbers for payments under certain contracts, with amendments to the scope of 'specific individuals' and 'necessary limits'.

3 前項の規定にかかわらず、本人の代理人が法人であるときは、同項第一号及び第二号の書類に代えて、当該法人から、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載がある書類であつて、次に掲げる書類の提示を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本人の代理人が法人であるときは、同項第一号及び第二号の書類に代えて、当該法人から、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載がある書類であつて、次に掲げる書類の提示を受けなければならない。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁令第一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五十五号）第十二条第一項第一号及び第二項第二号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十一月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain identical text regarding the amendment of the Rules of Procedure for Administrative Proceedings, specifically Article 2, Paragraph 2. The text describes the identification of individuals for the purpose of using their personal numbers for administrative procedures, with amendments to the scope of 'specific individuals' and 'necessary limits'.